

公 告

令和8年(2026年)8月5日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	7-29
(2) 件 名	蒜山簡易水道事業区域内量水器交換業務
(3) 履行場所	真庭市 蒜山下福田 ほか地内(中和・八束・川上)
(4) 履行期限	令和 8年11月20日
(5) 業務概要	交換する量水器の総数：N=239個 1) 口径13mm：N=227個 2) 口径20mm：N=4個 3) 口径25mm：N=2個 4) 口径40mm：N=6個
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	建物管理等各種保守管理(上下水道施設保守)
(3) 営業所の所在地	真庭市蒜山地域に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	真庭市指定給水装置工事事業者に登録されていること その他、別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 8月26日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、蒜山振興局地域振興課 【TEL】0867-66-2511へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 8月19日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	蒜山振興局地域振興課 【メール】chiiki_hz@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 8月26日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、蒜山振興局地域振興課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 8月26日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 8月26日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市蒜山振興局地域振興課

TEL 0867-66-2511 / FAX 0867-66-4401

蒜山簡易水道事業区域内量水器交換業務仕様書

1 総 則

(1) 業 務 名 蒜山簡易水道事業区域内量水器交換業務

(2) 業務場所 真庭市 蒜山下福田 地内他（中和・八束・川上地区）

中和地区：下和の一部

八束地区：下福田の一部、上長田の一部、下長田の一部、下見の一部、
中福田の一部

川上地区：上福田の一部、上徳山の一部、下徳山の一部、湯船の一部、
西茅部の一部、本茅部の一部

(3) 業務概要

本業務は、真庭市蒜山簡易水道事業区域内において、計量法の規定により量水器の交換を実施するもの。

(4) 工 期 契約日から令和 8 年 11 月 20 日（金）

(5) 適用範囲

本仕様書は、基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも下記目的の業務にあたり、当然必要と思われるものについては、施工担当課の係員（以下「監督員」という。）と協議のうえ、請負者の責任において実施し、誠実に施工すること。

2 特記事項

施工時には市が提供する資料を基に交換対象を取り違えることなく、一次側、二次側を正しく接続し、漏水等の不具合が発生しないよう、確実に設置するものとする。

(1) 業務内容

1) 交換する量水器の数

ア) 口径 13mm : 227 個	}	総数 239 個 : 給水区の内訳は別紙 1 図面のとおり。
イ) 口径 20mm : 4 個		
ウ) 口径 25mm : 2 個		
エ) 口径 40mm : 6 個		

2) 交換に関する注意・指示事項

ア) 交換する量水器は、真庭市が支給する。

イ) 作業を行う際は必ず、市が発行する事業者証等を携行し、事業完了後、返却すること。

ウ) 工事に先立ち、給水使用者に交換予定日及び工事中に断水を伴うことを周知し、作

業終了したときは、完了したことを報告すること。なお、留守宅の場合は、「お知らせ」を郵便受けなどに入れて周知すること。

- エ) 量水器の一次側(流入)と二次側(流出)の取り付け方向を確認し、正確に取り付けを行い、確認を行うこと。取付け方向を間違えた状態で設置していたことが判明した場合は、コ) のかし担保期間(次回交換まで)を経過していても補修を行うこととする。
- オ) 量水器二次側の給水設備に注意し、交換完了後、給水に不具合が発生しないよう、エア抜きと水抜きを行うこと。
- カ) 蒜山振興局管内は積雪地帯のため、交換は計画的に実施し、降雪前には完了するものとする。ただし、次の期間は量水器検針データに影響が出るため、交換作業は行わないこと。

【作業不可期間】令和 8 年 8 月 21 日(金)～ 令和 8 年 9 月 11 日(金)

令和 8 年 10 月 22 日(木)～ 令和 8 年 11 月 11 日(水)

- キ) 給水装置に修繕が必要な場合は、監督員に報告し、その指示によるものとする。
- ク) 量水器交換に際してバルブ操作の必要な場所や特殊な形状設備の不具合により、施工が困難な場所は、施工前に監督員と協議を実施すること。
- ケ) 業務完了後、量水器及び給水に不備・不具合が発生した場合は補修を実施する。
- コ) ケ) の補修に関する契約不適合責任期間は 6 ヶ月間とする。

3) 成果品に関すること

- ア) 旧量水器の交換時の指針値を市が用意するエクセル表に入力を行い、業務終了後に成果品と一緒に提出するものとする。提出は紙媒体とデータ(CD-R 等に書込み)各 1 部提出するものとする。

なお、量水器検針データに反映させるため、令和 8 年 8 月 20 日(水)までに交換したもののについては、令和 8 年 8 月 21 日(金)までに、また、令和 8 年 10 月 21 日(水)までに交換したもののについては、令和 8 年 10 月 22 日(木)までに途中報告を行うこと。

- イ) 報告数値と交換前の量水器の数値の突合を請負者で行うものとする。また、事業完了後に報告数値との読み合わせに協力すること。
- ウ) 交換を行った旧量水器に「使用者名」を油性マジックで書き込み、監督員へ届けること。ただし、交換前の量水器の全体の清掃は不要とするが、量水器のメーター値が見えるようにしておくこと。
- エ) 止水栓が旧式(盗難防止でないもの)であった場合、量水器が新しいものが既に設置していた場合は、ア) の報告書に理由及び当該量水器の「検満日」を記載し、監督員へ報告すること。

(2) 工事仕様書

本仕様書によるほか、真庭市「水道事業給水装置施工基準規程」により施工すること。

(3) 施工計画

- 1) 民地内の工事となるため、施工日数を極力少なくなるように施工計画を立てること。また、作業の安全が確保される施工を実施すること。
- 2) 施工範囲は民家であり、周辺への影響に配慮すること。施工計画を変更する場合は、作業前日までに監督員等と協議し、承認を得て実施すること。
- 3) 口径ごとに作業前・作業中・作業後の写真を撮影すること。写真帳の右側に「業務名・口径・個所数(通し番号とする)・使用者名」を表記すること。
→口径 13mm は 20 件に 1 件の割合で撮影すること。
→口径 20mm 以上は、すべて撮影すること。

(4) 安全管理

安全対策を行い、周囲の利用に支障がないように工事エリアを明確に区分して事故防止に万全を期すること。

(5) 現場説明

現場説明については実施しないが、現場確認が必要な場合は、事前に蒜山振興局地域振興課(電話：0867-66-2512)まで連絡すること。

3 共通事項

(1) 疑 義

- 1) 入札時において質疑があるときは、見積徴収通知書中の「質疑」に記載の期日までに行うこと。
- 2) 請負者は、工事の施工中疑義が生じた場合は、監督員と協議し、監督員の指示を受けて施工すること。

(2) 工事内訳書の提出

入札時に入札金額に相応した工事内訳書(会社様式可)を添付すること。

(3) 損傷部補修

建造物及び機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて請負者の負担とする。

(4) 秘密の厳守

本工事の実施に伴い知り得た事項については、秘密を厳守すること。

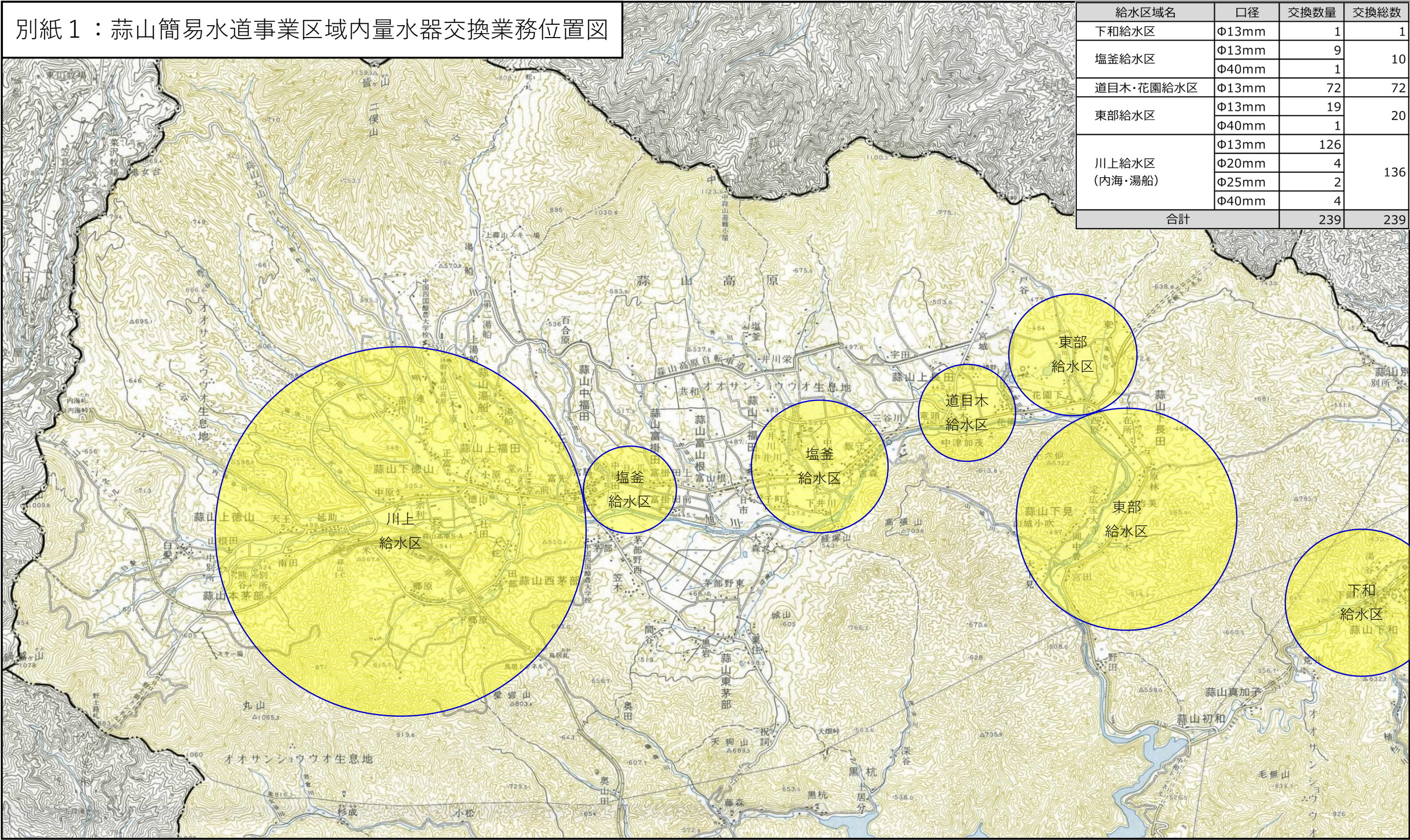
(5) 法令の遵守

実施にあたっては、各種法令・規則・条例を遵守すること。

(6) 申請手続き

施工上必要となる各種申請手続きについては、請負者において遅滞なく行うこと。

別紙 1：蒜山簡易水道事業区域内量水器交換業務位置図



給水区域名	口径	交換数量	交換総数
下和給水区	Φ13mm	1	1
塩釜給水区	Φ13mm	9	10
	Φ40mm	1	
道目木・花園給水区	Φ13mm	72	72
東部給水区	Φ13mm	19	20
	Φ40mm	1	
川上給水区 (内海・湯船)	Φ13mm	126	136
	Φ20mm	4	
	Φ25mm	2	
	Φ40mm	4	
合計		239	239

本工事費内訳書

令和8年度 蒜山簡易水道事業区域内量水器交換業務

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費								
	給水布設費			式	1.0			
		13mm	量水器のみ取付(経費込)	箇所	227.0			
		20mm	量水器のみ取付(経費込)	箇所	4.0			
		25mm	量水器のみ取付(経費込)	箇所	2.0			
		40mm	量水器のみ取付(経費込)	箇所	6.0			
工事費								
消費税				%	10			
工事価格								